

日建連発第 322 号
平成 23 年 3 月 22 日

各建築士会 会長 様

社団法人日本建築士会連合会
会長 藤本 昌也
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震に対する当連合会の対応について

謹啓

平素、各建築士会の皆様には当連合会の各種事業推進に当たり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の東北地方太平洋沖地震により被災されました多くの会員の皆様及び地域の皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

この事態を受け、当連合会は、平成 23 年 3 月 18 日開催の第 455 回理事会におきまして、被災地支援の当面の対応策について緊急動議として提案し、その結果、別添のことについて機関決定をいたしました。

本年 8 月 20 日に予定しておりました第 54 回全国大会(大阪大会)につきましては、このような状況を踏まえ、中止と決定いたしましたが、その中止に伴う当連合会の事業活動の今後の展開につきましては、引き続き検討することとしております。

また、被災地における更なる支援活動につきましては、被災地の声をお聞きした上で当連合会及び各建築士会が総力を挙げ、関係機関・団体等とも連携し総合的に取り組んで参ります。

このたびの未曾有の被害に対しましては、これまでの前例に倣うことがあてはまらない事態と受け止めております。

各建築士会会長の皆様方のご理解、ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

東北地方太平洋沖地震に伴う大災害への建築士会の対応について

平成 23 年 3 月 18 日

(社) 日本建築士会連合会

第 455 回理事会決定

1 応急危険度判定士の派遣

被災地の建築士会では、県当局の要請に基づき、逐次、応急危険度判定士の会員を派遣し、被災建築物応急危険度判定の実施に協力しています。

本会は被災地以外の建築士会に対しまして、県当局からの広域支援の要請に応えるべく、所要の準備をお願いしていますが、引続き、遺漏なきようお願いいたします。

また、本会は、派遣要請に応じ、危険度判定活動に協力する建築士会に対しまして、ブロック建築士会を通じ、活動費の支援を行います。

2 義捐金・見舞金の提供

被災地に対します義捐金の受付・提供につきましては、地域の状況に応じ、建築士会が、各々の判断で行うこととしました。

また、被災地建築士会に対します見舞金につきましては、各ブロック建築士会において、とりまとめた上で、本会を通じ、当該建築士会にお渡しすることとしました。

3 被災地建築士会会員の会費の減免

被災地建築士会会員の連合会会費につきましては、本会細則第 2 条 2 (会費の減額ないし免除) の規定に基づき、会費を減額ないしは免除することとしました。

なお、具体的な措置は、今後、決定することとしています。

4 全国大会 (大阪大会) の開催の中止

平成 23 年 8 月 20 日 (土) に開催を予定していました全国大会につきまして、その主管建築士会である大阪府建築士会には、これまでにその準備に大変なご苦勞を頂きましたが、今般の被災の甚大さに鑑み、中止することとしました。

なお、全国大会の中止は、過去に 1 度、昭和 63 年に、当時の昭和天皇のご不例により、神奈川大会を中止したことがあるのみです。